

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-⑯)

| 施策目標 | 36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る | | | | | | | 担当部局名 | 海事局 | | | 作成責任者名 | 総務課企画室長 長崎敏志 | | |
|--|--|------------------|------------------|---------------|----------------------------|--|------|------------------|--------------------------------|--|-----------------------------|---------------------|---|--|--|
| 施策目標の概要及び達成すべき目標 | 我が国の経済及び国民の日々の生活を支える上で大きな役割を果たしている海事産業における船舶・船用品・海洋構造物の市場環境整備・活性化並びに人的基盤である技能者・技術者及び船員(海技者)の確保・育成等を行う。 | | | | | | | 施策目標の評価結果 | | 政策体系上の位置付け | 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 | 政策評価実施予定期 | 平成27年7月 | | |
| 業績指標等 | 初期値 | 目標値設定年度 | 実績値 | | | 評価結果 | 目標値 | 目標年度 | 業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等 | | | | | | |
| | | | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | | | | | | | | |
| 157 海運業(外航及び内航)における年間の船員採用者数の水準 | - | - | 161 | 121 | 125 | 138 | 集計中 | 100(事業者あたり1.83人) | 毎年度 | 海上輸送の人的基盤(ヒューマンインフラ)である船員を今度とも安定的に確保するため、高齢船員の退職規模に見合う採用数の水準を確保することを目標にする。 ① 高齢船員の退職者数見込み 2,773人(平成23年度～32年度) 船員(海運業)のうち50歳以上の人數 2,773人 → 今後10年間で退職が見込まれる ② 今後10年間の退職規模に見合う採用数の水準を確保するため必要な1年ごとの採用者人数 278人(平成23年度～平成32年度) 必要な1事業者ごとの年間採用者人数 278人 ÷ 2,773人① ÷ 10年 ③ ②を確保するため必要な1事業者ごとの採用者人数 → 1.83人 1.83人÷278人÷152=(平成24年度に必要な採用者人数)／(平成24年度の事業者数) 人 ④ 各事業者において、高齢船員の退職希望に見合う採用数の水準が確保されることを目指して、1事業者あたり年間平均1.83人の採用が行われること(水準)を100とし、毎年度、(各年度の採用者数)／(各年度の事業者数)が100の水準を確保する。 | | | | | |
| 158 造船市場の公正な競争条件を阻害する恐れのある助成措置の割合 | 100% | 平成21年度 | 100% | 100% | 100% | 96% | 集計中 | 50% | 平成25年度 | 造船市場は世界唯一市場であり、一国の支援措置が他国造船業へ影響を及ぼすことから、適正な市場環境整備を促進することは重要。 ・OECD造船部会を通じて、「各国の造船業支援措置のうち、公正な競争条件を阻害する恐れのある措置の割合」を既存値の半数とすることを目標値として設定。 | | | | | |
| 達成手段 (開始年度) | 26年度 行政事業レビュー 事業番号 | 23年度 (百万円) | 24年度 (百万円) | 25年度 (百万円) | 26年度 当初 予算額 (百万円) | 達成手段の概要 | | | | | | 関連する 業績指標 等番号 | 達成手段の目標(26年度) (上段: アウトプット、下段: アウトカム) | | |
| (1) 船員雇用促進対策事業費 (昭和53年度) | 337 | 189 (138) | 154 (132) | 152 | 146 | 船員の雇用の促進に関する特別措置法(船特法)の規定による船員雇用促進センターが行う船員雇用促進等事業に対して定額補助を行うとともに、また、離職を余儀なくされた船員であって再び船員になろうとする者に対して船特法等の規定による給付金を支給する。また、海上運送法の規定による日本船舶・船員確保計画の認定事業者が行う船員計画雇用促進等事業に対して定額補助を行う。 | | | | | | 157 | | | |
| (2) 船員の確保・育成等総合対策 の推進に必要な経費 (平成20年度) | 338 | 111 (89) | 108 (84) | 107 | 105 | 船員確保・育成等の促進を図るために、海への関心を高めるための若年内航船員確保推進事業を実施するとともに、アジア人船員の確保・育成のため開発途上国船員養成事業を実施する。 また、船員の雇用促進、安定及び船員の労働保護並びに作業環境の改善等を図るために、船員職業紹介業務の効率化維持、船員派遣事業等の監督・指導等及び船員災害防止対策等を実施する。 | | | | | | 157 | | | |
| (3) (独)航海訓練所運営費交付金 (平成13年度) | 342 | 5,608 (5,608) | 5,288 (5,288) | 5,196 | 5,351 | 内航海運の安全で安定的な海上輸送を支えるため、国際条約の改正によって強制化される訓練体制に対応するためのシミュレータの整備を図る。 | | | | | | 157 | | | |
| (4) (独)航海訓練所施設整備費補助金 (平成26年度) | 新26-054 | - | - | - | 46 | 商船系大学等の船員教育機関の訓練を一元化し、毎年2,000名近い学生等を受け入れ、5隻の練習船により約7,000人・月相当の所定の航海訓練を実施し、国際条約で定められた船舶職員資格の取得に必要な能力要件を満たす優秀な外航船員及び内航船員を養成するとともに、訓練方法の改善に資する航海訓練等に関する研究、並びに将来の海運を支える船員の確保に資するための海事思想の普及等、附帯する業務を行っている。 | | | | | | 157 | | | |
| (5) (独)航海訓練所船舶建造費補助金 (平成23年度) | 343 | 450 (450) | 450 (450) | 450 | - | 内航海運の安全で安定的な海上輸送を支えるため、業界の求める即戦力を備えた新人船員の効果的な養成に向けた訓練体制の拡充に必要な練習船の整備を図る。 | | | | | | 157 | | | |
| (6) (独)海技教育機構運営費交付金 (平成18年度) | 344 | 2,482 (2,482) | 2,357 (2,357) | 2,200 | 2,385 | 新人船員の養成機関として、主として内航船舶職員を養成するため、地域性を考慮し、中卒3年課程の海上技術学校の4校、高卒2年課程の海上技術短期大学校の3校を全国に配置し、効率的に国際条約に定められた船舶職員資格の取得に必要な能力要件を満たすための専門教育等を実施している。 また、既存の船員等に対しては、海技教育校において、上級の海技資格取得を目的とする教育課程並びに船舶機器の技術革新に対応するとともに船舶の安全・効率的な運航に必要な実務能力の向上を図るために多様な教育・訓練課程等を設置し、シミュレータ等の最新の教育設備を用いて優秀な船員の育成を行っている。 | | | | | | 157 | | | |

| | | | | | | | | |
|------------------------------|-----|------------------|------------------|--------|-------|---|-----------|---|
| 船舶産業の競争力強化に必要な経費 (平成21年度) | 339 | 54 (53) | 52 (51) | 54 | 54 | 我が国経游・国民生活の維持向上のために重要な産業である造船業及び船用工業の維持・競争力強化を図り、我が国の雇用創出と経済の発展に資することを目的として、国際市場環境の整備、国内造船業の経営革新に向けた指導等を行うための調査等を実施。 | 158 | 本施策は、造船業及び船用工業の競争力強化を図ることを目的とし、市場環境整備に係る調査や検討会等を実施しており、成果目標及び成果実績について目標値を定めて実施するという性質のものではない。 |
| 経済協力開発機構造船部会分担金 (平成18年度) | 340 | 15 (11) | 11 (11) | 10 | 12 | 世界の主要造船国で構成される経済協力開発機構(OECD)造船部会のメンバーとして、国際的な造船政策の協調に関する協議に参加。OECD条約に基づき、OECD造船部会の年度(1月～12月)予算に係る我が国分担金を支払う。 | 158 | OECDにおいて各国に割り当てられた分担金を支払うものであり、成果目標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない。 |
| シッブリサイクルに関する総合対策 (平成19年度) | 341 | 19 (16) | 19 (16) | 13 | 12 | 船舶の解体(シッブリサイクル)に係る安全確保及び環境保全のための新条約「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約(仮称)」が2009年5月に採択されたことを受け、同条約の早期発効に向け、国際海事機関(IMO)における関連ガイドラインの策定、国内における条約執行体制の整備等を推進し、もって国際的な安全で環境に優しいシッブリサイクルシステムの構築を図る。 | 158 | 本施策は条約の早期発効に向けたものであるため、成果目標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない。 |
| 施策の予算額・執行額 | | 9,294 (9,178) | 9,510 (9,103) | 10,560 | 9,725 | 施策に關係する内閣の重要な政策 (施策方針演説等のうち主なもの) | 海洋基本法第20条 | |